

劣後特約付社債の期限前償還に関するお知らせ

社債権者各位

平成 27 年 7 月 6 日

愛媛県松山市勝山町 2 丁目 1 番地
株式会社 愛媛銀行
頭取 本田 元広

当行は、平成 22 年 8 月 5 日に発行いたしました第 4 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）を、平成 27 年 8 月 5 日に全額期限前償還することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 期限前償還する銘柄

株式会社愛媛銀行第 4 回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

2. 期限前償還期日

平成 27 年 8 月 5 日

期限前償還期日後は、利息を付けません。

3. 期限前償還金額

各社債の金額 100 円につき金 100 円

期限前償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従いお支払いいたします。

以上